

平成23年度第3回笠間市行政改革推進委員会 議事録

1. 日時 平成23年7月28日(木) 午後1時30分から午後3時58分まで
2. 場所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委員9名(欠席3名)
鶴田 亮子(副会長), 井上 操, 益子 康子, 中澤 まさ, 江田 けい子,
山口 美由紀, 伊佐山 忠志(会長), 増渕 哲雄, 塙 茂
事務局7名
小松崎市長公室長, (行政経営課)野口課長, 石井課長補佐, 福嶋主査, 高松係長, 鈴木係長, 石塚主事
4. 傍聴者 2名
5. 議題 (1) 笠間市行財政改革大綱実施計画【平成22年度実績】について
(2) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成22年度実績(総括)について
(3) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成18年度~22年度実績(総括)について
(4) 第二次笠間市行財政改革大綱(案)について

事務局

本日はご多用の中お集まりくださいます。誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成23年度第3回笠間市行政改革推進委員会を開催させていただきます。今回の委員会につきましても、笠間市情報公開条例第22条の規程によりまして、会議を公開にて開催させていただきます。それから、お手元の資料に本日の委員会の出席者名簿を配布させていただきます。参考資料ナンバー2というものでございます。名簿に記載されておりますとおり、3人の委員が所用によりまして欠席というご報告を受けております。それから、1人の委員が、若干遅れるということがございます。それでは、委員会に入らせていただきます。委員会設置条例第6条によりまして、会長が議長となると定められておりますので、これ移行の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長

それでは始めさせていただきます。暑い中ご参集くださいます。ご苦労様でございます。それでは、議事次第に従って進めていきたいと思っております。

委員

始まる前に確認をさせていただいてよろしいでしょうか?今日は第3回となっておりますね。私が思っているのは、2月25日、4月28日、5月26日、で本日7月28日なので、第4回かと思っておりますけれども、第3回になっているのはなぜですか。

会長

年度替りということです。

委員

そうですか。わかりました。

会長

それでは、次第の1ですね。笠間市行財政改革大綱実施計画平成22年度実績につきまして検討していきたいと思っております。まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、22年度の実績につきまして報告をさせていただきます。資料につきましては、笠間市行財

政改革大綱実施計画書資料ナンバー1, それと参考資料ナンバー3, 要約したものでございます。これを元に説明をさせていただきます。実績につきましては, 実施計画の大きな項目として, 7項目でございます。一つの項目ごとにご意見を伺うことといたしまして, 22年度において新たに完了, 達成したものと及び取り組んだものの魅了となった項目について, 説明をいたします。

最初に事務事業の見直しであります, (1) 事務事業の整理統合及び施策の重点化につきましては, 本資料では1ページから25ページにかけて36項目となっております。7番の, 大綱, 計画書では4ページとなっております。⑦全庁的備品貸し出しシステムの整備, これにつきましては, 各部署で所有する備品登録を実施したものの, 庁内によるシステム管理体制までには至らなかったということで, 未了継続といたします。一部の貸し出し, 備品の共用は実施しておりますが, 備品管理についてどこまでシステム管理ができるか整理する必要があるかと思っております。

続きまして11番, 本資料ですと7ページになります。水田農業構造対策事業の推進について, これにつきましては, 国の旧政策による米の需給調整システムの構築であります。本市におきましては, 平成21年度においてJAを中心とする水田農業推進協議会への事務移管がなされておまして, 現在もその体制で事業推進を行っております。しかしながら, 平成22年度からの新政策として, 水田利活用自給力向上事業に変更になったものの, 今後も現体制により連携を一生懸命にして推進していくこととしているため, 本体制を維持していくこととしております。

続きまして13番, 本資料としては8ページとなっております。事業認可による事業統合, 笠間市上水道基本計画の策定, これにつきましては上水3事業ですね, 笠間, 友部, 岩間, これが平成22年4月より笠間市水道事業として統一して事業が開始されたということで, 完了といたします。

続きまして16番, 10ページになります。公立幼稚園と公立保育所の一元化の検討につきましては, 施設計画策定に当たりまして, 外部委員会においても検討がされている項目であります。築30年を経過する施設や定員を下回る入所状況が続いている施設もありまして, 現在国で検討されている子ども子育てシステムの方向性を見極めながら, 幼保一元化を前提とした検討を今後進めていくという考えであることから, 未了ということで継続して審議していくこととなります。

続きまして22番, 本資料では14ページとなります。図書館システムの統一, これにつきましては, 3図書館においてICタグベースのシステム統一により本年3月より稼動されたことから, 計画達成として維持継続していきます。設置館すべてがICタグを装着するというのは全国でも少ない事例でありまして, 今後の貸出冊数の増加が見込まれるところでございます。

続きまして35番, 本資料でいきますと24ページでございます。各種申請における添付資料の省略の検討, これにつきましては, 身体障害者が行う自動車税及び取得税の減免申請添付書類の省略により, 申請者の負担軽減及び事務処理の効率化を図るものでございますが, これについては住民票などの添付書類の省略について実施しておまして, その他の申請においても電算画面で確認できるものは書類の添付を省略したということで, 計画達成といたしまして維持継続していくこととなります。

続きまして36番, 本資料でいきますと25ページになります。文化祭開催の統一及び展示会場の統合。これにつきましては公民館祭りの開催時期を統一して行っておりますものの, 展示会場の統一が未了だということで, 継続して取り組んでまいります。

次に(2)としまして民間委託の推進, これにつきましては実施計画書26ページから33ページまで12項目となっております。初めに①として, 進行状況表は2ページからです。①といたしまして駅前駐車場の民間委託等の推進, これにつきましては駅北口駐輪場については, 継続してシルバー人材センターで管理しております。しかしながら, 都市建設課分の駅北, 南の駐車場については, 供用されました南口駐車場を含めて収入状況を検証した上で, 23年度に管理運営の検討を行うということでございますので, 未了継続とさせていただきます。

続きまして2番, 計画書でいきますと27ページとなっております。公立保育所の民間委託の検討, これにつきましては外部委員会を設置し意見をいただいている段階であります。現在, 国で検討されている子ども子育てシステムの構成を見極めながら, 幼保一元化への対応を含めて検討していくということで未了継続とするものでございます。

続きまして, ⑤本計画書では28ページとなっております。調理業務の民間委託の推進, 学校給食による調理場体制の検討, これにつきましては委託実施が可能な岩間給食センターについては, 検討を行った結果, 23年度委託を見送ったものの, 今後も継続して検討していくものと考えております。また, 笠間学校給食センターについても, 建て替えに合わせ継続的に検討するということが未了継続としてお

ります。

続きまして 6 番、本計画 29 ページ、公立幼稚園の民間委託の検討、これにつきましては各施設の状況等の検討及び幼保一元化とあわせ諸条件について検討が行われているところであり、まだまだ具体的な方策には至っておらず、今後も国の制度を見据え検討していくということから、未了継続とするものでございます。

次に 8 番、本計画書ですと 30 ページとなります。指定管理者制度の導入の検討、これにつきましては、つつじ公園指定管理について検討を行ったところでございますが、年間を通じて行う植栽管理とつつじまつり開園期間中の議論など、指定管理者制度の導入がふさわしいか、早急に結論を出す必要があり、継続して検討していくということでございます。以上が、1 の事務事業見直しでございますが、本項目につきましては、特に民間委託等の推進について、12 項目取り組んだ訳でございますが、5 項目の未了となっております、今後さらに取り組んでいく必要があるものと考えます。以上で 1 の事務事業見直しの説明といたします。

会長

ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたが、順次ですね、今は事務事業の見直し 1 でございますが、1 から 7 までグループごとにまとめてご説明をいただき、御質疑をいただくということにさせていただきます。この 1 のジム事業の見直しについてですが、まず私から確認させていただきたいんですが、今の説明で、未了の部分の説明、わかりますか、その他に拾っていくつか説明されましたが、それはどういう基準に則っていくつか拾っているのでしょうか。

事務局

22 年度の実績ということで、推進状況としては完了、達成、未了とありまして、達成した項目としてはその中で 2 項目ございます。一つとして現状維持、目標を達成して現状維持していくと、もう一つが改善継続ということで、目標を達成し、今後も拡大や制度を高めていくということで、達成については 2 項目と分けて考えているような形で設定してございます。もちろん完了につきましては取り組みを終了するものもあり、検討の結果実施しないと結論付けているものもあります。未了については、取り組んだものの目標達成には至らなかったということでございます。

会長

質問はですね、具体的に言うと、1 ページ目でいうと 11、13、22、35 というのは結果報告されて説明された訳ですけど、他のものではなくてこれをピックアップした理由は何でしょうと

事務局

これは 22 年度の実績ということで、他は既に 21 年度に達成及び完了されたものということでございます。

会長

この進行状況という表からはそれがわかりにくいですね。

事務局

わきに「H22」とわざと書いた訳です。

会長

これですか、ここを説明いただくと、なるほど。

事務局

黒く塗りつぶしてあるのが未了ということで

会長

未了については説明いただくのが当然だと思いますけど、それ以外のものをピックアップした理由、

今わかりました。H2 2と書いてある部分ですね。22年度で達成したものを説明いただいたということですね。気付かずに失礼しました。それではこの事務事業の見直しについてですね、こちらの実施計画のほう、分厚いですがけれどもごらんいただいて22年度実績ということで何かご質問等ございますか。

委員

右端のところに経費削減効果または事業費となっています。経費削減効果というのは実施したことによって支出が少なくなっていることだと思いますが、事業費という形で数字が出ているものは、効果がなくて支出だけが増えたという意味なんですか。

事務局

そういうことです。

委員

では参考までに、27ページの③ラインガルテンを外部委託しましたよね、それで平成18年度に519万4千円という効果が上がっているんですけど、これの効果算出というのはざっくりでいいです、細かくなくていいんですけど、どういう計算式で出しているんですか、参考までに。

事務局

指定管理者制度導入前になるかと思います。平成17年の当時は委託事業だと思われませんが、こちらは委託費用と比較して削減が519万4千円ということで、当時は直営です。

事務局

旧笠間市は直営でした。

委員

直営ですか。笠間市がやっていたんですよね。そうすると、わかりやすくいうと少々給料の高い方がいろんな仕事をやっていたと、それで民間委託することによって人件費も少なくなったし、もしかするとスピードも上がったり効果も出たりっていう合計値がこれなんですか

事務局

そうです。

委員

そうすると519万4千円というのは大きな数字に感じるんですけども、一体いくらかのものが、いくらかになったかって削減効果率っていうのは違ってきますよね。ものすごく大きいところの510万が2%のものであればたいしたことないなと思うし、民間委託することによって30%とか50%の効果が出ればすごいですよね。だったらもっと他のものもうんとやったらいいと思うんです。ちなみに分母はどのくらいだったんですか。

事務局

はっきりした数字はわかりませんが、2,000万円ぐらいだと思います。

委員

1,000万円のものが510万円になったと、半分になったんですね。

事務局

2,000万円です。

委員

2,000万円が510万だと25%経費削減ができた訳ですか。ちなみにですよ、市の方がやっていたんで

すよね、何人かでね、その方はどんな仕事に移ったんですか。あまり細かくてわからないかもしれないけど。

事務局

17年度と比較して、合併を経ています。

事務局

当時は農政課勤務でした。

事務局

ざっくり 25%ね。この 25%の効果というのは、他のいろんな、たくさんやりましたよね。それは平均より高いか低いかわからないけど、これにこだわっている訳じゃないですが、大体どれぐらいの効果が出るのかわからないんです。高い低いというのとどちらですか。

事務局

これは指定管理者制度の導入というのがメインだったと思うんですけど、分厚い資料の 206 ページのところ指定管理者制度の導入ということで、参考資料ということで、こちらに 206 から 207、208 とありまして、取り込むところについては、指定管理者制度、例えば 206 ページの 9 番ですと、1 番から指定管理者制度ということで例えば日立ライフさんですとか、笠間観光協会ですとか、造園建設業協会とかありますけれども、民間に移してやっていただけるものは民間にということで、市から手放して指定管理者制度ということです。

委員

それは質問と違います。この 25%というのは、民間委託したときの平均的な数字なのか、すごく高い数字なのか、低いのかというのを知りたいんです。だいたい何%ぐらい効果が出るのかわからないこと。案件によって、多分数字は違ってくると思うんですけど。高い、標準、低いでもいいんですけど。

事務局

高いほうです。

委員

高いほうですか。もっと低くて 5%、10%ぐらいの効果しか出ないものがあるんですか

事務局

それはあります。

委員

すみません。長くなっちゃいまして。

会長

他にあるでしょうか。無いようでしたら、1 については了承ということでよろしいですか。ありがとうございます。それでは続きまして 2 職員の意識改革と資質向上について説明をお願いします。

事務局

それでは進行状況の 3 ページ。2 の職員の意識改革と資質の向上でございます。本資料ですと 35 ページ、(1) 新市の視点に立った職員の意識改革から 49 ページの職員提案の実施までの 15 項目でございます。ここでは⑤、実施計画書でいきますと 37 ページになります。窓口サービスアンケートの実施、これにつきましては市の窓口サービスや職員の対応について市民の意見を元に必要な改善を行っていくということでございますが、これまでに 4 回のアンケートを実施しまして、その結果をホームページで公表を行っております。22 年度を持って達成といたしまして、今後も改善しながら継続していくとい

たしました。その他の項目につきましては既に達成となっておりますが、今後もよりよい行政サービスの向上を目指し、引き続き職員の意識改革、資質の向上を図り人材育成に努めていく必要があると考えます。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。他のことも含めてご質問等ございますか。ご意見でも結構です。

委員

35 ページの 2 ですが、今の説明以外のことですが、前回、この場で検討されました人材育成の人材の「材」という字ですね、これは、前回の資料にあったように財産の「財」でいいのではないかと考えました。それは、人材育成の基本方針というのが打ち出されておりますね、その中には、人財の財産の「財」というのは、材料の材とまた違って、仕事の意識も能力も高い人を言うふうに定義付けられているのでしょうか。そうであれば、使い分けをして文章の表現に合わせて、前回討議した、全部材料の材でなくともいいと思いましたので、意見として述べさせていただきたいと思います。

会長

事務方で説明可能ですか

事務局

これについては、大綱のところで、人材の「材」を財産の「財」としています。

会長

前回で、こういう具体的なところでは、この「財」を使うところがあってもいいのではないかというのがご意見だったと思います。材料の材で統一するんだということであれば、また、ご意見をいただきます。

事務局

こちらのほうが概要のところで人材育成という言葉が出ていると思うんですけども、平成 18 年に策定した概要をそのまま継続して引っ張っていますので、財産の「財」という言葉が使われたのは、記憶が正しければ、その後に出てきたと思うので、平成 18 年当初の「人材」という言葉で、財産の「財」という言葉はなかったと思うので、これは当初のもので、引きずってきていると思います。

委員

財産の「財」は、最近いろんなところで使われておりますので、決して間違いの「財」ではないと思います。

会長

計画段階でこういう字を使っていたのでという、それを踏襲しているという説明ですか。それで納得いただけますでしょうか。

事務局

前回の、大綱の素案のときになりますけれども、人財に財産の「財」を使ったんですけども、ご意見の中で、一般の人材の「材」がいいのではないかとということで、今回は「材」に直してございます。

会長

大綱ですか。

事務局

大綱です。

会長

それは前回の記録にあるとおりで、議論した結果ですから、当然といえば当然です。この部分は、これでよろしいですか。

委員

2番で一つだけいいですか。2番の課題というのは5年間で全部終わりましたという結論ですよ。実際はエンドレスの課題だからずっと続いていくと思うんですけど、職員の意識改革と資質の向上というのは、ある定点でやるだけじゃなくて、どんどん新しい方が入ってきますよね、ですから、笠間市としての教育体系みたいなもの、もしくは新人で入ってきた人に対する教育体系であるし、5年、10年、20年って経ったときのあるポイントポイントでの教育体系であるし、意識改革であると思うんですけども、そういうものは出来上がっているんですか。

事務局

人材育成の基本方針というものを策定しております、それを逐一見直しながら実行しています。

委員

そうですか。

委員

35ページの2番、ボランティア意識の醸成というところですが、22年度の実績を見ますと、新栗まつりとか都市緑化祭とか、オータムフェスティバル、いろんな催しに職員が積極的に、ボランティア精神で出ましようということだろうと思いますが、日ごろから私は地域の区長として感じているのは、市の職員の方に年3回あるクリーン作戦、こういうところに出ただけなら一番、市職員の方、行政と市民の一体化というところにつながるので、できるだけこういうところには、年に3日ですから、顔を出していただけたらありがたい。ここにうたうかうたわないかは別ですけど、あったほうが良いと思うし、やっているというのも表現していったらいいかなと思います。

会長

実施計画は、こういったことがあったという進行管理、それをまとめた表ですが、こういう活動への参加のご要望というのは、ここへはちょっと入りにくいかなと思うんですね。新しい実計のほうで入るような場合には、そこに入れたらどうかというご提案をいただけたらありがたいんですが、ただ、新しい実施計画のその項目が入ってくればということになります。どこか頭の片隅に残して置いてください。

委員

すみません。

会長

実施計画にこの項目が出てくれば、その時に、こういうのを盛り込んだらどうかという提案がいただけたらありがたいと思うんです。事務方のほうでも記憶にとどめておいていただければと思います。

委員

はい。35ページの2の(1)、ここに費用が出てます。これって笠間市としての教育投資のお金が年間で30万円とか20万円とかという意味で捉えるといいんですか。これが教育投資費用ですか。ぜんぜん小さくてね、びっくりしちゃうぐらい少ないと思うんですよ。人は宝でしょう、さっきのお話で。もっと投資をしないとね。

事務局

こちらは項目の事業費として、2の(1)の①職員全体研修による公務員意識改革研修という項目の一つとして、実績として地方自治研究講演会という講演会に要する事業費が21万円ということでございます。実際にはこれ以外に先ほどおっしゃいました新採の職員研修であるとか、中間研修ですとか、管理職の研修ですとか、そういったものはやっておりますので、あくまでもこの項目による事業費とい

うことです。

委員

ももっともって使わないとね。

会長

他にございますか。無いようでしたら、2職員の意識改革と資質向上に関しても了承ということによるのでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、次の3のほうに移らせていただきますが、組織機構の合理化という項目でございます。この点についてご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、3の組織機構の合理化でございますが、実施計画書では50ページからになります。進行状況表については4ページ、まず、②、2番です、消防組織の改編につきましては、県において実施する常備消防の広域再編計画に合わせて消防組織の見直しを行うものでありますが、県央ブロック消防広域化研究会をですね、平成21年に発足しまして、協議を進めてまいったところでございます。しかしながら、ここに来まして、具体的な協議がなされていないという状況にあるようでございます。広域研究会というものが存続している以上、今後も継続協議がなされるということで、事業継続という形になっております。

続きまして4番、本計画書ですと52ページですね。上下水道部水道課の組織改編、これにつきましては平成22年4月1日よりですね、事業認可による水道事業の統一を図り、それに合わせた組織機構の合理化及び職員の適正配置を行ったということで、達成とし、今後も改善して継続していくこととなります。

続きまして本計画書で54ページです。(2)審議会等附属機関の見直しということで、①各審議会等における女性参画促進につきましては、目標参画比率30%に対しまして、平成22年度の実績として26.9%ということでございますので、今後も継続して参画促進を図ることとなります。未了継続となります。

続きまして本計画書56ページ、(3)第三セクターの見直しですね、①につきましては、笠間市開発公社につきましては、平成20年度に既に財務諸表について公開し、経営の透明性を確保しております。23年度末までに移行方針を決定することにしております。また、笠間工芸の丘につきましても、財務諸表及び役員給与をホームページで公開を行っております。なお、笠間商業開発については、未上場であることや、市の出資比率が10%であるという関係上、財務諸表公開の理解が得られないということで、公開については実施しないと結論付けておりますので、完了とさせていただきます。以上組織の合理化につきましては、消防組織の改編以外、ほとんどが完了項目となっております。引き続き効率的効果的な行政運営を行うためには、必要に応じて組織の見直しを行っていく必要があるということでございます。以上です。

委員

54ページの女性の男女共同参画の件ですけれども、平成22年で26.9%、30%を目指している。これはどこでもそうですけれども。かなり長いことこういうことを目指してやっていますが、なぜ26.9%までにしかならなかったのでしょうか。

事務局

手持ちの資料を出していただきますと、49の審議会がありまして、委員総数が662人で、そのうち女性委員は178人だということで、担当課のほうから上がっておりますが、それは、男女共同参画人材バンクという登録制度を設けておりますが、宛て職で、要するにこういう役職をやっているから自動的にいただきますよというのがあったり、なになに審議会ですだれだれさんを出してくださいという委員会が、おはかりがあったとしても、推薦によって委員長であったり会長であったりとなってしまったとすると、178人という女性の審議委員さんがいたとしても、なかなか増えていかないという現状だということで報告を受けております。

事務局

追加させていただきますと、今の審議会の委員数からすると、あと21人ぐらいで30%は達成するということになるんですよ。23年度、24年度の2カ年間に42ぐらいの改選の委員数があるんですよ。二つの審議会に女性の委員さんを1人ずつ増やしていけば30%になるということなんです。分母が変わらなければね。ですから24年度末までには30%にはなるかなという考えてやっております。

委員

ぜひお願いしたいと思います。

会長

ご質問の趣旨の中には、30%を達成する、あるいは増やすための施策は講じていますかということも含まれているのかなと理解したんですが、そのあたりはいかがでしょうか。改選時期の二つに一つで増やせばいいと、計算上はそうですが、一人ずつ増やすための施策といたしますか、工夫はございますか。

委員

少し話していいですか。多分、その思いはあるんですが、今の説明の中に宛て職でっていうところがありまして、そこが日ごろ気になっているところです。宛て職の女性が出てきて、そうすると、いろんなところに同じ人が顔を出すというところがあって、これはちょっと今の質問から外れるかと思って申し上げておりませんが、その思いがあります。

会長

私の質問については何かコメントございますか。

事務局

笠間市男女共同参画推進室というものを設置しているんですけども、そちらのほうでは平成20年に笠間市審議会等委員への女性参画促進要綱というのを定めておまして女性を積極的に登用してくれというような要綱を定めております。先程もご説明させていただきましたが、男女共同参画登録制度というのを図っておまして、女性の方の積極的な参加、登用を図っているところでございます。

会長

その他ございますか。私から1点、消防組織の改編、県の消防広域化推進計画というものに基づいて、関係市町村で協議している訳ですよ、笠間市が主体的に行政を改革しようという話ではないのだろうと、水戸市でも申し上げたことがあるんですけど、こういうところに書く問題ですかと、相手のいることだし、じゃ、どこがリーダーシップをとってやっているんですかとお尋ねしたんですが、答はなかったんですよ。この委員会あるいは勉強会、研究会とこれを待って進めるということですから、おそらくこれが進まないはずと未了ということに残っていくことになるし、笠間市1市でどうにかなるものではないのではないかと。そうすると、こういう風に計画を立てて、できてますとかできてませんということに、ほとんど意味がないのではないかとこの感じがしております。この点についてはいかがでしょうか。ちょっといやみな質問ですけど。

事務局

確かに委員長のおっしゃるように、笠間市が主体的にどうこうできるという問題ではないというのはその通りだと思います。第1次の行革大綱を作ったときに、簡素で効率的な組織ということで、消防体制、合併したときに、広域の消防から市の消防ということになりまして、その部分をもっと簡素で効率的にできないかということで、この項目の中にあげたというのが実情でございます。市単独でどうこうできるということではなかったんですが、項目としてあげたということでございます。

会長

次の計画でまた出てくるということですか。そこでたたきたいと思いますが。それでは、この3の組織機構の合理化に関しては、よろしいですか。では、了承いただいたということにさせていただきます。

きます。では、次の4定員管理と給与の適正化という項目でございます。ご説明をお願いします。

事務局

4の定員管理と5の自主財源の確保、続けてやらせていただいでよろしいでしょうか

会長

事務方からそういうご要望がありました、よろしいですか。では4と5と続けてお願いします。

事務局

それでは、4の定員管理と給与の適正化でございますが、本計画書58ページですね、から63ページとなっております。これについては、すべて完了達成となっており、国県の動向を注視しながら引き続き市民サービスに配慮した定員管理を行いながら人件費の抑制に今後も努める必要があると考えております。

続きまして5の自主財源の確保につきましては、65ページからになります。65ページの市税収入の確保から89ページ、5の広告収入と新たな財源の確保までの28項目でございます。65ページから70ページにかけましてですね、市税の収入の確保につきましては、②の市税徴収率の向上、それと③の国民健康保険税徴収率の向上、④の介護保険料徴収率の向上と、それぞれ目標徴収率を設定し取り組んできたところでございますが、納税者である住民を取り巻く社会経済環境は極めてきびしい状況下にあるということで、目標数値は達成できなかったということで未了となったところでございます。今後も更なる取り組みが必要であると考えます。また、71ページから76ページにかけての各種使用料等の徴収強化についても、⑧の農業集落排水事業分担金の徴収率の向上、これのみが目標を達成しているものの、それ以外の実施項目については、目標数値以下でございます。いずれにしましても市税徴収と合わせまして今後も財源確保と負担の公平性の確保の観点からですね、限りなく100%を目指し、収納率向上に努める必要性があります。

次に78ページからの(3)の各種使用料及び手数料の定期的な見直しでございます。ここでは②79ページですね、国民健康保険税の見直しにつきましては、受益者負担の原則に基づいた適正な見直しを行うものでございますが、医療費の動向により検討してまいりましたが、課税限度額の改正にとどめ税率の改正までは至らなかったということで事業継続するものでございます。同じく、③の水道料金の定期的な見直し、これにつきましては、24年度からの料金改定に向けた検討を行っており、今年度においても定期的に見直しを行う必要があるため、現段階では未了継続ということになっております。

続きまして80ページ、⑥各種スポーツ施設使用料の見直し、これにつきましては、近隣自治体の使用料との格差が少ないところから、見送ったということでございますが、目標の原価計算に基づく使用料の見直しという観点からも継続して検討する必要性が見込まれます。

続きまして84ページからの(5)広告収入など新たな財源の確保では、85ページ②新たな財源の検討として、都市計画税の導入検討についてですが、当面導入する状況にないという判断でございますが、方針決定には至っていないということで、今後も検討する方向でございます。また③の企業誘致による税収の確保、雇用確保につきましては、景気低迷を受け国内に投資する企業が減少している中で、企業誘致による税収や雇用確保については終わりのない事業であるということで、継続して取り組む考えでございます。

次に88ページ⑤のネーミングライツの導入でございますが、導入可能な施設が存在しないため、実施には至らなかったということでございますが、現状の施設においても、導入方法等検討の余地があるということから事業継続といたします。また⑥テレビモニターを利用した広告料の検討につきましては、昨年7月12日からモニター放送を開始してございまして、達成とし今後も継続して取り組んでまいります。以上、自主財源の確保でございますが、本項目といたしましては、特に税等の徴収率が低いということが挙げられます。今後も、税負担の公平性、自主財源の確保の面からも更なる取り組みを図る必要性があるかと思えます。

会長

ありがとうございます。それではまず4の定員管理と給与の適正化という項目につきまして、ご質問ご意見等あればお受けいたします。こちらは完了ないし達成ということで22年度新たに加わったもの

はないようです。

委員

実際に目標達成した時の、定年退職でやめていった方の数に沿って合っているというか、それ以上の削減を追及してやっているというわけではないというか、そういったことを聞いていたので、どうなのかなど。この人数って多いのか少ないのかわからないんですけど。達成したっていうといかにも人件費削減って、誰か自主的にやめる人を増やしたって感覚を受けるので、定年退職以外でそういった方向で退職された方っているんですか。

会長

ここはあくまで定員適正化計画というものを作って、その計画通りに達成できたかという、いくら削減するかっていう目標ではなくて、そもそも計画が良かったかっていう議論はあると思いますけれども。この表し方としては、適正化計画を策定し、それについて達成できたかという評価だと思いますが、今のご質問の趣旨を踏まえて何かコメントありましたらお願いします。

事務局

58 ページの(1)の定員適正化計画の策定につきましては、今、先生からお話がありましたように、計画を作るという評価でございます。ページをめくっていただきまして 59 ページの定員適正化の推進につきましては、この削減率 8%を目標として、それに対してどれぐらい実績で減らしていかけていたのが目標になっている訳ですけども、国で、確かな数字ではなくて大変申し訳ありませんが、国が定数をこれから減らしましょうという考えの下に、地方公共団体に対しても、職員の数を、これからこれぐらい減らすことを目標に下さいという数字が出まして、それが 6.2%を目標にして 5 年間で減らし下さいというものが示されました。笠間市ではそれを上回る 8%減らしましょうという計画を立てて取り組んできました。退職者数が、60 歳定年で退職する方がいて、基本的には定年する方と同じだけ採用する訳ですけども、その退職者数の内輪で、今までは退職の二分の一採用ということで、職員を半分に減らして、それで何とかやっということうことで、毎年、退職者数の半分しか採用をしないで取り組む形で、全体の数を減らしてきたというのがあります。それ以外に勸奨退職、定年になる前におやめになる方もいますから、そういう制度を使って定年退職者数以上の削減を進めてきたという取り組みであります。8%の目標に対して 10%ぐらいの達成率になっています。

委員

数字って怖いなって思ったんです。もともと多かったのかっていうのがあるのかと。テレビモニターを利用した広告料の検討っていうのも、88 ページのところだったんですけど、収益を上げたいっていうのはわかるんですけど、私も窓口で見ようと思って無理して見ていたりするんですが、あまりみられていないところに、私も今度協賛しようとかか、お金を費やそうかと思ったら、あまり費用対効果がなさそうなところを、一生懸命お金をかけて作るよりも、人目に見てもらえるようなものを。これはただ、意見になっちゃいますけど。

会長

これは現状維持ということですから、新実計に出てきたら、やめろという意見をいただければいいかと思うんですが。事務局には頭の片隅においていただけたらと思うので。

事務局

テレビモニターの件ですけども、こちらは役所のほうから支出はゼロです。広告料をやる代わりに設置してほしい、設置したいという要望でやったもので、我々のほうで経費がかからないならば、で、多少なりとも収入があるのであるならばということで取り組んだものなので、役所のほうで意図的に経費を払ってまでやったというものではありません。

委員

すぐく、いい答えが聞けました。

会長

収入増は約 30 万円あると。

委員

定員管理の適正化ですね、計画に対して余分に削減できたんですから、それは敬意を表するんですけども、でも 5 年間で 10% ですよ、という単純に計算すれば 2% でしょ。年間 2% の効率向上を図ったとかね、生産会社で言えばコストダウンを図ったと言えると思うんですよ。2% は小さくて話にならないと思うんですよ。今、それを言っちゃ終わりですけど。だから、第 2 次の大綱を作るときには、もうちょっとチャレンジングな計画を組んだほうがいいんじゃないかと思うんですよ。それは単に人を減らせて言うことじゃなくて、もっと仕事を効率向上して、手とか足を使ったりしないで、機械でやれるところは機械に投資してやっていって、そして効率を上げましょうと。2% は小さすぎると思いますよね。

委員

関連した質問です。国から何% 減らせというような指示というか、そういうものがきていると思うんですが、それ以前に、市の住民数に合わせての職員は何人ぐらいが適正って言うのは、単純な質問ですが、そういうことは国のほうでうたっているのでしょうか。パーセントといっても、市民にとって、多いところとか少ないところとかあると思うので。まちによっては、観光客が多いところとか、事業をすごくやっているようなところでは、やはり職員の数も多いと思うので、パーセントだけでは適正ということはいえないと思うんです。

会長

今の二つの質問に関連して答えをお願いします。

事務局

一つ目の委員さんの質問ですが、民間と違うところは、民間ベースですと要員管理というか、必要な事業に対して、必要な収益を生むための人と物というような積算をして、その事業がなくなれば職員と要員は違うところにまわしたり、民間ベースでは多分定員管理という考え方はないんだと思うんですけども、要員管理というんですかね、必要なプロジェクトに対して必要な人を作ったり、会社を新しく作れば人を入れて、その事業がなくなればまた職員を移動してというような考え方になるんだと思うんですけども、市の場合には、市に必要な最低限といいますか、市民に提供するサービスの総量に対して職員を採用して、それぞれの市町村の職員数が決まってくるということになりますので、いっぺんに少なくするということが難しいということがあろうかと思えます。

委員

それだったら何パーセントが正しいんですか。

委員

国でも定員管理とっていますけれども。

委員

笠間市の実情においてですよ、今、人口が 8 万人を切りましたよね、合併のとき 8 万人いて、今 7 万何千人でしょ。人口の総数が減っている現状において、何% ぐらい職員の数を減らすことが適正ですか。

事務局

適正というのは、人が減れば事業量が減るのかということ、高齢者が増えれば違う事業が増えてきますし、国ベースでも適正な人数がこれだという数字は出てきません。

委員

それだったら、こういう課題を行政改革大綱に挙げるべきじゃないんですよ。どうしてあげたんですか。少ないほうがいいと思って掲げたんでしょう。

事務局

簡素で効率的な行政を目指しなさいというのが国のほうでありまして、その中の集中改革プランという平成17年から平成22年度までの計画というのは全国ベースで、定員は始めは5.6%それから、更なる改革ということで6.2%、国が下げる6.2%に向けて市町村も定員の適正化を図るように、国からの助言というものがあります。

委員

国がぜんぜん甘いですよ。だから日本の世界に対する競争力が低くなるんです。

会長

今、言葉を選んで助言とおっしゃったと思いますが、自治体なんです、ここは。ですから、今のことも、住民があるいは首長が選出されるときに、そういう約束をして、徹底的に絞りますと、住民が求めてですよ、そういうことをやれば、条例でやればいい訳ですよ。ですから、国が言ってこないとか、国が間違いとか、国に言われてやるものではないで。今、建前としては対等協力関係という、対等といっている訳ですから、国から何か命じられるということはありません。ですから、住民の意識あるいは住民が選ぶ代表者、特に議員さんですよ、議会は何をやっているのでしょうかということになるんだと思うんですけども、議会は何をやっているのでしょうかということ、つまり住民はどうしているのでしょうかということになる訳ですよ。ですから、そういう希望については具体的な手続で実現していかなるを得ないのではないのでしょうか。今のこの段階では、大綱があつて、実施計画があつて、それをこのように実施しましたと、実施率はこれだけですよ、定員の管理といいますか、適正化計画は計画に対してこのような実績がありますと、これについては、それ以上言いようがないのではないかと思いますよ。ですから、前の大綱を確定する場合も委員会に諮問をしてそこでオーケーをもらって、それに基づいて実施計画を作ってやってきている訳ですから、この次の実施計画を作る際には、委員さんたちのいろんな意見をいただいて、絞るなら絞るといことにしていくのが筋ではないかと思うんですがいかがでしょうか。ここではもう4年間やってきて最終年度で、こういっちゃなんです、もうしようがないかという部分があると思います。

委員

目標を達成したんですから感謝しなきゃならないですよ。

会長

計画に対しては達成しているということですよ。

委員

事務局の話のあと、委員の話とも関連するんですけども、民間企業の場合は総社員数何人でいくらの売り上げをたてました、もしくは利益をいくら出しましたと、一人当たりいくら売り上げがあつていくら利益を出したかというのが効率なんです。それが大きくなったほうがいい訳なんです。社員も幸せになるし。市役所も同じように考えれば、市民の総数が、笠間市の人口が8万人いたものが、数字が細かくはわかりませんが、それにある程度リンクして、プラス効率向上分が加味されないと、やっぱり一つの指標としてはね、調子が悪いんですよ。

事務局

今のお話からの話としまして、全国ベースといいますか、笠間市人口8万人で、市の面積がこれくらいでという類似団体の考え方を定員、市の職員が多いのか少ないのかを考えたときに、大きな都市や小さな町や村もありますし、産業構造が農業が多いところと、第3次サービス業が多いところと人数が違ったりとか、集積している面積、小さな土地に大きな人数が住んでいけば、市のサービスがそれほど遠くまで行かなくて済むということがありまして、それによって市の職員の人数というの動きがあるという考え方のもとに、類似団他、同じような団体と比べてどうなのかというのが比較指標の一つとなっ

ております。それと比べますと、笠間市は若干少ないです。

委員

例えばどこ。8万人のところがあるでしょ。茨城県に。例えば常陸大宮市とか。

事務局

それだとしますと産業構造とか、県内での類似団体は確かなかったと思います。

委員

それを言い出すと、ぜんぜん指標が出てこなくなります。

事務局

全国の人口規模と産業構造のパーセントの似通ったところで、200 団体とか、そのぐらいの笠間市と同じような団体の数値で類似団体というのが出ており、国で集計しているんですけども、それとの比較が今のです。

委員

それが平均よりはいいという訳ですね。若干いいではね、じゃ、同じ比較をするやつが100 団体あったとしたら、ナンバーワンのところと競争したらいいと思うんですよね。平均でいいよなんて低い次元にしないで。ナンバーワンに挑戦してくださいよ。参考までに、アメリカのサンディスプリング市、人口10万人、市役所の職員6人ですよ。市長が見せてくれた資料ですけど。これはものすごいアウトソーシングをやりました。極端だとは思いますが、世界レベルで見るとそういう市もあるんですよ。

事務局

今回は、先程、会長が言われましたように、前回の目標値に対する成果です。今、委員から言われたのは、今後新しい大綱を作る中で、今の議論はしていただきたいと思うんです。ここで今の議論をされても、私どものほうでは成果を発表しているだけですから、それはおかしいんじゃないかと言われても元に戻れませんので、

委員

おかしいとは言っていない。感謝しましたよ、8が10になったって。第2次を作るときにチャレンジングな計画をぜひ作って欲しいです。

事務局

それは、今後の新しい計画を作るときに議論をしていただかないと、ここで議論をしていただいても、私どものほうではこれしか今は答えられません。

委員

事務局がそれを言っちゃうとチャレンジングにならないかな。

事務局

それは、これからの新しい大綱を作る中で目標値を掲げましょうかとか、委員さんの意見をいただいて掲げればいはずであって、ここでその議論を延々とされても私ども答えられません。

委員

延々じゃないですよ

会長

ちょっとよろしいですか。私も先程お願いしたように、次の大綱の審議及び実施計画について、ぜひ

ともたたいていただいていいと思うんですが、これについては、今、事務局がおっしゃったように、どうしようもないことなので、過去の事実ということですから、これを戻せと言うわけにはいかない話なので、今の議論を次の計画に生かしていただければと思いますが、このあたりでよろしいですか。

それでは4の定員管理と給与の適正化は了承ということでもよろしいですか。次の5は、財務に関しては未了というかたくさんある訳ですけれども、これについてご質問等ございますか。

委員

徴収率ですよ。他と比べて高い低いという論議もあると思うんですけれども、徴収率は低いですよ、でも、これ改善しているといっているんでしょう。そうすると、今までは徴収率があまり高くなかったのが改善してよくなったということになれば、歳入は増える訳ですよ。それって効果にあげてもいいんじゃないんですか。数字が出てきていないけれども。滞納が絶対値でいくくらいあって、いくくらい徴収率があがって、今現在まだいくくらいありますというのはわからないですかね。項目ごとに言うと細かくなると思うんですがね。そういうグループに入るもの全体でね、何十億という話になると思うんです。

会長

徴収率については先程説明したとおり、今後抜本的に取り組んでいかなければならない項目になるんですが、徴収率が上がったということではないんです。

委員

5年間やって上がらないの。それってものすごく大きなテーマですよ。多分、数字はものすごく大きいと思うんですよ。何億くらいあるんですか、絶対値は。未納額は。本当に生活に困っている方は大変だと思うんだけど、ずる抜けしている方からは取ってもらわないとね、ちゃんと納めている人もいますから。

会長

ここも徴収率の向上という目標の数字に対して徴収率が上がっているかどうかという評価ですよ。その結果どうなったかという結果がここには書いていないので、説明しにくいとは思いますが、今のことについて簡単にコメントいただけますか。

事務局

各税であるとか使用料とか、滞納は大きなテーマで我々も考えております。69ページにもあるように収納対策本部を設置して全庁的に取り組んだり、例えば夜間滞納整理や休日の相談会、あるいは体制を設けて担当職員を集め、管理職一丸となって取り組んでおりますけれども、100%でなくてはならないものですから、難しい問題になっておりますが、引き続き100%を目指して、税とか使用料とかの公平公正を欠かないように取り組んでいかなければならないと考えております。

委員

それは総理大臣か何か答えるような内容です。そういう説明は聞かなくてもわかるんですよ。それだったら目標を100%にしたらいじゃない。多分何十億じゃないですか。でも、難しいとは思いますが、やり方を変えないとね。でも、本部を作ったんですよ、専任の方はいるんですか。

事務局

専任ではありません。本部というのは要するに関係各課を一堂に会して組織というか、会を作って情報を共有したり、提案を出して利して改善をしていきたいと思います。

事務局

滞納につきましては2年前から差し押さえをやっておりまして、21年度は200件くらい、22年度は440~450件、細かい数字はわかりませんが、その数くらいに伸ばしてやっております。先程、委員が言われたように、まじめに払っている方とずっこけた方との問題だと思うので、差し押さえをするとい

うことが、納税者が納めなければならないという意識が変わるようなことになると思いますので、滞納悪徳者については、きちんとした滞納整理を現在もやっておりますし、滞納整理も伸ばしていかなければならないと思っております。

委員

水道を止めたと書いてありました

事務局

水道を止めることは一番効果がある話ですけども、その他については、461件ですね、昨年度は差し押さえをしております。ですから、かなり効果が出ていると思います。実施年度より、その翌年度、翌々年度に効果が出てくると考えております。

会長

今の件も未了ですから、次の実計に必ず出てくるものですから、具体的な方策はあるのかとつめていただければと思いますが、この件はよろしくお願ひします。

委員

今の件も詳しく見ていきますと、中には対前年同期比という形でプラス、微々たる物でありますけれども、例えば75ページの農業集落排水負担金徴収率の向上というところですね、22年度の実績を見ますと、マイナス0.1%と、滞納繰越分徴収率でいきますと12.5%になっているというところですね。次の76ページの学校給食費の徴収率の向上というところの22年度の実績を見ますと、やはり対前年度同期比というところで現年度分プラス0.1、過年度分16.1というように必ずしも未了とはなっていますけれども、前年度より悪いというところばかりじゃなくて、関係部署でそれぞれ努力して、未納の徴収というのはいろいろ難しい問題がありますけれども、がんばっていただいているのかなという感じはします。今、会長さんが言われましたように未了継続ということですので、次にも知恵を絞っていただいて取り組んでいただくことが大事だと感じました。

会長

次の実施計画等においては、徴収率をさらに向上させるための具体的な対策というか、求めていくというのが一つの手だと思います。そういうことを原課に求めていくということも大事なことはないかと思っています。それでは、自主財源の確保についてはよろしいですか。それでは、了承したということにさせていただきます。それでは次の6財政運営の健全化について説明をお願いします。

事務局

財政運営の健全化ですが、進行状況としては8ページ、本計画書では90ページからとなります。90ページ(1)の財政健全化に向けた財政計画の策定につきましては、①財政計画の策定につきましては、毎年度財政計画の作成やバランスシート及び財務指標等の公表を行っているものの、厳しい財政状況下において財政健全化を維持するためには、社会情勢に対しまして毎年継続して見直していく必要があるということでございますので、継続して取り組んでまいります。達成完了というよりも未了という形で取り組んでいくということでございます。

続きまして101ページ、13番各種負担金の見直しにつきましては、財政課において当初予算査定時において、個別案件において一部削減を行ったものの、今後においても最小限の負担にとどめるということから必要性、有効性などの精査を行いまして、負担をする団体との調整を行っていく必要があるということで、23年度より行政経営課が引き継いで実施することとなっております。

続きまして103ページ、①の施設改修改築計画の策定、これにつきましては、22年度においてライフサイクルコストを含めた施設の耐震診断、改修、改築計画のための資料作成に着手しており、今後も継続して計画策定に当たるということで未了でございます。

続きまして107ページ、①の補助金審査会の開催と②の補助金等検討委員会の答申に基づく補助金の見直しにつきましては、最終答申を受けまして、見直しを行い、本年度予算に反映をさせております。また、補助金の見直しの進捗状況を確認するため、各課より見直しの計画の提出を受けており、その内

容につきましては、実施計画書の 109 ページから 175 ページまでの掲載のとおりでございます。なお、補助金につきましては毎年度、行政需要による新規の補助金の創設もあり、既存の補助金についても継続的に見直しを行っていく必要があることから、今後も継続して実施してまいりたいと思います。

続きまして 176 ページ、③の前納報奨金の交付率等の見直し、これにつきましては、廃止の方針を決定し 23 年度を周知期間とし、24 年度を廃止と決定しているため、完了といたします。また、④の補助金見直し、法人会、青色申告会についても、23 年度に経過措置 6 割交付としまして 24 年度より廃止することで決定しております。完了といたします。177 ページ、⑤の補助金の見直し、商工関連団体につきましては、4 団体について、それぞれ補助金の減額や県の制度を活用した事業導入、タバコ小売組合の統合、産業祭については、ふるさとまつりの共催事業にするなど、一定の効果は達成しており、今後も改善しながら継続してまいりたいと思います。

続いて 178 ページ、⑥補助金の見直し（観光関連団体）につきましては、22 年度北山桜まつりは自主運営の方向が決定し補助金の廃止を行っております。なお、他の団体においても既に一定の補助金削減を行っており、達成といたしました。今後も改善しながら継続してまいります。次に 179 ページ、⑧の給食助成事業の見直しでございますが、平成 22 年度においては友部地区の給食費改定により岩間地区と同額になりましたが、平成 24 年度に稼働を予定している笠間学校給食センターで市内全小中学校の炊飯をまかなうということでございまして、その関係で助成額の見直しが必要となるため、継続して取り組んでまいります。

続きまして 181 ページ、(5) 特別会計財政の健全化ということで、①特別会計への繰り出し金等の検討、これにつきましては、平成 22 年度までに特別会計の経営の安定化に資するさまざまな取り組みが行われてきたところでございます。そういった中でも完全に安定的といえる経営に至っていない現状の特別会計というのもあります。また、今後の社会情勢等の変化によっては、各特別会計の経営に少なからず影響があるとも思われますので、引き続き経営安定化に向けた取り組みを継続する必要性があるということで回答を得ております。

次に 186 ページ(6) 公営企業の経営健全化、①の市立病院では市立病院改革プラン実行計画の取り組みにより一定の成果は挙げているものの、改革プランについては平成 23 年度に終了することから、これらを検証するとともに今後の方針を踏まえた新たな課題を持って継続的に取り組んでいくということでございます。達成で改善継続ということです。続きまして 187 ページ、②の公営企業の健全化、水道事業でございます。事業の統一や財政年度の繰り上げ償還計画等の状況報告をホームページで公開するなど一定の成果は見られているものの、目標であります経営健全化計画の策定にはまだ至っていないということでございまして、引き続き計画的で、透明性の高い企業経営に向けて継続的に取り組んでまいり所存でございます。以上が財政の健全化でございますが、引き続き総合計画に基づく財政計画を策定するとともに、負担金、補助金の整理合理化や公営企業の更なる経験前科に向けた取り組みが必要であると思われま。

会長

ありがとうございました。この 6 の財政運営の健全化に関しまして、ご質問ございますか。よろしいですか。無いようですので、了承ということでよろしいですか。ありがとうございます。それでは最後の 7 番目です。情報公開と市民の行政への参画という項目についてご説明をお願いします。

事務局

それでは 7 の情報公開と市民の行政への参画でございますが、190 ページからとなります。①情報公開の総合的推進及び電子文書管理システムの導入については、情報公開は実施しているものの、システム導入による総合的な推進には至っていないため今後も継続して取り組み考えてでございます。

続きまして 192 ページ、市民参画、コミュニティの活性化、③の地域コミュニティ組織の設立及び支援につきましては、22 年度において策定した協働のまちづくり推進指針に基づいたコミュニティ支援策を継続していく考えです。以上です。

会長

ありがとうございます。この項目に関してご質問等はございますか。ご意見でも結構です。

委員

情報公開の総合的推進及び電子文書管理システムの導入の推進とありますね、電子文書管理システムというのは、どういう内容ですか。

事務局

今、文書というのは紙ベースで運用しているんですけれども、それを電子化文書といいますか、デジタルデータ、電子決済システムもそうですけれども、電子化ができないかということで、電子化したものによって文書を管理する。ペーパーレス化するというようなシステムの検討を行うというものでございます。

委員

今、検討中ですか。まだ実施には至っていないんですか。

事務局

導入については、市町村で取り組んでいるところが少ないようでして、成果が、取り組んでいいのか見えてこないというものもあるようでして、引き続き検討をしたいということで未了になっております。

会長

実績のところでは公開請求による公開 53 件、会議の公開 42 件ということで、これ実績というのか、請求に対しての公開 53 件ということで、積極的に公開したという訳ではないので、実績というのかどうか疑問に思いますけれども、文書管理システムの導入というのが検討中ということで、未了ということとは了解しましたけれども、実績のところは表現を工夫されたほうがいいように思います。

委員

例えば、いろんな市役所にある文書をファイルの中にごっそりためておくのではなくて、光ディスクとか、コンピューターを使いながらペーパーレス化を目指していきたい。そういうツールというのは世の中はものすごく日進月歩しています、そういうのはお調べになったんですか。やってもしょうがないってことですか。

事務局

先進地視察や、導入経費との兼ね合いもございまして、そこまでかけていいものかどうかというところで、検討中というか、予算的なものもあって進んでいないということでございます。

委員

やれば場所も減りますし人も減りますよ。

会長

これも次の実計で出てくるかどうかというところだと思うので、ここでまたご意見をお願いできますか。よろしいでしょうか。

委員

ここに市政懇談会のことで、中学生、子どもたち、若夫婦ということで、親しみやすい懇談会という形になっていますけど、いつも地区懇談会に出ますと、いつも同じような顔ぶれで、何の進歩もないような懇談会になってしまうんですけれども、ここに中学生を対象にした懇談会を 1 回実施したということが書いてありますけれども、どういう形で、どのくらいの若い方が出てくださるのか、それと、小学生の親を対象にした話し合い見たいのができれば一番、これから子育てするには、一番いいんじゃないかと思うんですけれども。若い人たちが気軽に出席できるような懇談会というものを開催していただいて参加していただけるような形にもって行っていただきたいと思います。どのくらい若い人たちがいるのかお聞きしたいと思います。

会長

これは20年の実績ですね。何かわかりますか。

事務局

数はちょっとわかりませんが、20年、21年にですね、年度ごとにテーマを持って市政懇談会をやるということで、一番初めにおっしゃられましたように、いつも同じような方がお見えになるということで、ハッピートークということで市長と子育て交流会をやってみたり、中学生とのタウンミーティングをしたいということで、いろんな世代、いろんな層の方とやろうということで、それぞれ年度ごとにテーマを設けてやっているということでございます。今手元に資料がありませんので、申し訳ありません、中学生の懇談会にどれくらいの人数が参加されたのかということは、後で調べてからということでしょうか。

委員

それは結構です。これから若い方を中心にどんどん参加していただけるような、気軽にいけるような形を作っていただきたいと思います。

委員

関連ですけれども、毎年、市長と語ろうとか、笠間タウンミーティングとか、ありますけれども、これ非常に開かれた市政のようになっているんですが、ここ何年続いていますか。これが、今、委員がおっしゃったようにマンネリなんですけれども、これをずっと続けていて、タウンミーティングなり市長と語ろうから効果というのは見えて、同じような顔ぶれで同じように続けたほうが良いという、そういうものっていうのは市から見ても実感みたいなものはあるのでしょうか。やらなくていいっていうとすごく変なんです、開かれた市政と住民との懇談だから、形はいいんですけれども、自分で出てみると、行き詰ってきたかなって言う感じがしているので、そのようなことをお伺いします。

会長

質問の趣旨の角度を変えて私なりに言わせていただくと、要するに、これを実施して評価をしているのでしょうか、プランドゥーがあつて、チェックがあるのかということだろうと思うんですね。これは実績のところには表記されていませんけれども、内部的には当然やられているだろうという趣旨ではないかと思うんですが、どうでしょうか。これも次の実計に出てくる話だとは思いますが。

事務局

これは当然、会長が言われるように、次の実計で議論していただくところではあるんですが、市長と語ろうということで、市長そのものが市民と膝を交えてお話しをしたいということから来ている訳です。今言われるように実際には20人とか、毎回来ている方が来ているという状況、確かにおっしゃるとおりです。違う角度、違う方が出られるような方法を考えることが今後の課題だと思います。新しい大綱の中では、その辺も盛り込んでいければいいなど、市長の考えもありますので、その辺のところも含めて市長とのすり合わせをしながら考えていければいいのかなと思っております。

会長

よろしいですか。それではこの7案についてもご了承いただくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。これですべての項目がご了承いただいたので、笠間市行財政改革大綱実施計画平成22年度実績については了承いただいたということで終了したいと思います。

それでは、次の議題。審議事項の2 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成22年度実績の総括ということでございますが、次の審議事項3のですね実施計画の平成18年度から22年度実績の総括と関連しておりますので、2と3を一緒に説明していただいて審議したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは事務局のほうで審議事項2と3の説明をお願いいたします。

事務局

それでは22年度実績総括についてまずご説明いたします。資料ナンバー2ですね、その2ページ目をお開きください。取り組み状況でございますが、新たな追加項目はありませんでしたので、22年度の実施計画は169項目でございました。うち完了して取り組みを終了する項目が28、計画目標を達成し現状維持していく項目として29、達成しさらに改善継続する項目として75、取り組みを実施したものの未了継続とする項目37で、合わせて実施率としましては100%でございます。また、完了、達成を合わせると、132項目となりまして達成率としては78.1%となっております。主要施策ごとの経費削減等効果でございますが、表に記載のとおりですね、合計額といたしまして削減効果8億2823万2千円、また収入増の合計としては7425万7千円となりました。なお、主要施策ごとの実績及び今後の方向性については、3ページ以降に掲載いたしてございますが、先ほどの実績報告等で項目ごとに説明しております。また事前に資料等お配りしている関係で、説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして資料3の平成18年度から平成22年度実績総括についてでございます。本市における行財政改革は、行財政改革大綱及び実施計画書を策定しまして、市の将来像を描く総合計画の実現のため、平成18年度から取り組んでまいりました。その取り組みの実績としては、7項目の主要施策につきまして、169項目の改革に組み込み、28項目が完了し、104項目が目標を達成してございます。その結果として経費削減光化学は、44億8876万8千円の削減がはかられまして、また2億6656万1千円の収入増となりました。なお、この行革によって得られました財政資源は、市の重点事務事業等への重点配分により、市民サービスの向上に向けております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。では、一括してご質問をお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。ございませんか、それでは無いようですので、それでは2の笠間市行財政改革大綱実施計画の平成22年度実績総括と3の笠間市行財政改革大綱実施計画の平成18年度から平成22年度実績総括について了承いただいたということよろしいですか。

次に、最後の審議事項4ということでございますが、第2次笠間市行財政改革大綱案について検討してまいりたいと思います。これに関しては前回ですね、事務局案が示されて、それについていろいろご意見をいただきました。それがお配りの参考資料の1ですね、会議要旨のほうにまとめてございますけれども、これを受けてですね、手直しをしていただいたということだと思いますので、この点についてご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

それでは、お手元の第2次笠間市行財政改革大綱案をごらんいただきたいと思います。案につきましては、素案の段階を含めまして2回の委員会の審議の後ですね、市の職員による幹事会、本部会において、それぞれの審議をしております、本日の提案となっております。大きな項目ごとに前回提示した内容と大きく変更になった点、文言訂正箇所について説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次もめくっていただきまして、2ページから4ページにかけまして、第1現状と必要性でございますが、これまでの市の行財政改革の成果について7項目の主要施策の18年度から21年度までの5年間の成果として、取り組み状況について記載したものでございまして、前回と変更点はございません。続きまして2ページの(2)の効果額、取り組みにつきましては、改革の推進に取り組んだ成果やこれにより得られた財政資源を重要事務事業への重点配分のため市民サービスに努めた旨の内容でございますが、5年間の計画実績費用にかかる経費節減効果額についてですね、数字の形態が多く単位がわかりにくいと指摘がございましたので、漢字を交えた表現を用いることとしております。また前回資料では3、4ページに掲載しました、重要事務事業の一覧についてはですね、16、17ページの巻末資料としたところでございます。

続きまして3、4ページ、本市を取り巻く社会経済環境の変化、これについては特に変更点はございません。つづきまして、6ページですね、現状を踏まえた課題としましては、中段のしかし、地域課題を解決し、からの文書を加えております。内容的にはですね、これまでに取り組んだ行革の成果を踏まえ、変化し続ける社会経済環境に対応した効率的な行政運営を推進するためには、これまでの取り組みでは限界があるということから、行政運営手法の転換を図りながら、市民と行政との役割責任について互いに理解し取り組んでいかなければならない課題があるというふうに変更してございます。また、あらたな行財政改革大綱の必要性につきましては、市の総合計画の目指す将来像の実現を目指し、質の

高い行政サービスを持続的に提供するため、これまでの行政手法のみならず、民間活力を生かした成果重視型の行政経営をより一層進める必要があること。また、市民と行政が情報等を共有しながら課題解決に向けて知恵を出し合い、ともに行財政改革を進めていく必要がある旨を記載しております。なおですね、この項目については、前回ご提示した内容を具体的にした形で全文を変えてございます。次に7ページから8ページにかけての大綱の基本的な考え方でございますが、2の改革の方向性で訂正箇所がございます。民間の優れた支店や層を取り入れた効率的効果的な行政運営をありますが、従来は民間企業の優れた視点や発想を取り入れながらのという表現であったものを訂正してございます。

続きまして④の選択と集中の文中、行政経費の削減に重点を置く行政とありますが、従来は行政経費の削減を目指す行政であり訂正をしております。次に⑤事業の必要性のあとに、優先度の判定（判断）これを追記してございます。そのほか、大きな柱としての2、3については原文のとおりでございます。

続いて9ページからですね、15ページにかけての改革の方針でございますが、この項目についてですね、1の市役所の変革というところで、ここの項目については従来ですね、箇条書きで内容を行っていたところ、これは事務局で文言を変えまして、一文にまとめて掲載してございます。また、改革の項目については4項目についてそれぞれ実施すべき取り組み、項目について具体的に記載しており、特に変更の箇所はございません。またですね、全体として文中において漢字やカタカナによる表現については、画一された言い替えがあるものについては、見やすく言い替えをしてございます。以上でございます。

会長

ここまででいいですね、後ろのほうも無いということで。

事務局

巻末資料として重要事務事業一覧を16、17ページ、それと19ページの財政収支の試算、これについては前回の委員会で指摘がございまして、現在、財政課に置いて作成中でございます。

会長

ここはまだ示せないということですかね。

事務局

調整作成中でございます。

会長

これは推進委員会で検討する機会はあるんですか。本文ではないので微妙ですけども。スケジュール的には次の委員会では無理。大綱はここで承認されて、次のステップに行きますよね、では、財政収支の試算の部分は財政課で作成中ということで今回は読ませていただきます。そのほかの部分については、前回皆さんからいただいたご意見を反映して手直しをしているという説明でございました。それでは、第1、第2、第3とございますので、それぞれのところでご意見をいただくことにしたいと思えます。それでは、第1の現状と必要性のところでございますが、いかがでしょうか。お気づきの点ございますでしょうか。

委員

これは幹事会のほうで承認されているということですか。

事務局

はい。

事務局

幹事会とか本部会議とかで直ったところが入ってきています。ここでの意見のほかに文言は修正されてきています。

委員

まだ、見たところ、こちらの全体の会議で直したところ、直したと書いてあるんですけども直っていない部分があると思ったんですけども。

会長

いくつか例示としてあげていただいでですね。どういう検討をされたのか教えていただけますか。

委員

8 ページ。

会長

第 1 の現状と必要性の部分では。

委員

そうですね、

事務局

今日欠席されている委員から指摘があったことですが、6 ページのところ、4 の中ほど、そのためにはのところで、今後のまちづくりにあってはという表現がありますけれども、そのところを今後のまちづくりにしてはというご意見が出ております。

事務局

まちづくりにあってはの、あってはを削ったらどうかというご意見です。まちづくりにとはということです。

会長

具体的なお指摘ですがいかがですか。そのあってというところは削除ということにします。

委員

付け加えたところもあるのかと思うんですけども、括弧書きで書かれている部分が非常にわかりにくい。例えば上から 3 行目、4 行目の市の事業（生活）、括弧書きはどういう意味があるのかと。

事務局

重複しているところは、どちらをとった方がいいのか迷っている部分がありまして、これも含めて審議していただければ。

会長

審議の仕方としては、このどちらがいいでしょうかという聞かれ方はとても審議しにくいんですが、原案がたたき台で出されて、それに対して代案があれば出していただくというほうがやりやすいところですけども、確かにカッコ内というのは迷っているか逃げているのか、そういう感じはしますよね。ですから、取るなら取る、入れるなら入れればいいし、ここで審議することでしょうかという感じがいたしますけれども。ここは事務方の決断で行きたいと思いますがいかがでしょうか。先ほど、本音を言われましたので、迷っていると。ですから、ここは事務方でどちらかにしていただくということでしょうか。

委員

賛成です。

会長

それではわかりやすいように、どちらかに統一していただくということでお願いします。

委員

そのカッコ書きは下の段にも出てきますので、いろんなところに出てきますので。ここはちょっと見直しが必要かと思えます。文章が長いです。

会長

事務方としては、今日承認をいただいて進めたいということだと思っんです。今のカッコ書きの部分をうまく処理していただきたいという要望を委員会として出すということではいかがでしょうか。補足的な部分が無いという訳ではないですね。ですから、そこは事務方でも自信を持ってやっていただいいていいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、この第1のところはどうでしょうか。これでよろしいですか。それでは了承をいただいたということで、第2の大綱の基本的な考え方が大事な部分だと思ひますので、ここはいかがでしょうか。前回の委員会で指摘した部分は、反映されているんですかね。

委員

先程、直ってないんじゃないかといひました④の選択と集中のところ、行政からになっていますよね、会議要旨を見ますと、行政をあり方からに変更すると書いてあるんですね。それはどうなんでしょうか。

会長

記録によればそういうことですね。2の改革の方向性の(1)の④です。選択と集中の部分で、行政経費の削減に重点を置く行政という部分ですね。そこを行政経費の削減に重点を置くあり方というふうに変えるというのが前回の委員会の意見だったわけですが、それが反映されていないのではないかとこののが委員のご指摘ですが、何かお考えがあれば、敢えて変えませんでしたとか。

事務局

あり方に変えてはということで委員会からのご指摘をいただいております。4番の選択と集中の中で、1行目の置く行政からと、一番最後の行、選択と集中による行政と。こういう行政からこうゆう行政に変わりたいということをお強ひしたいということで、市の内部で修正というか、委員会の意見と違った書き方をさせていただいております。

会長

委員会として、それで納得していただけるのであればそれでいいと思ひます。よろしいですか。それでは、ここはこのままで生きと。他にございいますか。

委員

選択と集中という意味合いから、そういったことを受けない。もうちょっと他の言い回しはないのかなと思っったんですが。

委員

これって市役所のいろいろな仕事の中のぜい肉になっているようなものは徹底的に削って、しかし削るだけでは小さくなっちゃうんで、必要なところはどんどん強化して、そっちに投入していくんだということをお言ひたいんですね。

委員

それならわかります。でも読んではおわかりません。意味がわからないで終わっちゃう気がして。そんなに思ひがあるなら伝えたほうが。代案がなくて、ごめんなさい。

委員

実施計画の中で、削減した額は重点事業に充当したというものはありましたよね。

会長

対案がないとなかなか検討しようがないので、おそらく事務方としては精一杯書いたのだと思っるので、これをこういうふうに変えたらどうかといひていただくと、議論ができると思っんですけれど。何か対案はございませんでしょうか。他の委員でも結構ですが。

委員

選択と集中という箇条書きの、ここだけしか見なかったらわかりませんが、下にこういうことですので言うことが書いてあるので、私はこれでいいと思います。

委員

これに絞り込んだ事業を実施するという。

委員

これを長くすると、かえって何を聞きたいのってなるんで、下の3行に表現されているので、いいんじゃないかと思います。選択と集中だけで。

会長

あえて選択と集中と入れないほうがいいじゃないかということですが、

委員

鍵カッコを抜いて、実施する行政への展開する必要がありますのほうですっきりしますよね。

会長

選択と集中はタイトルに上がっているので、事業を絞り込んで予算を重点的に配分することで、絞り込んだ事業を集中的に実施する行政への転換を図ると、こういう文言でどうでしょう。事務方は受け入れられますか。

委員

やがては市のホームページに載せるんですか。そういうものではないんですか。市民の方が見るんですよ。じゃ、市民目線で作らないとね。

会長

他にございますか。では、この大綱の基本的な考え方についてはよろしいですか。

事務局

欠席された委員のほうから2点ほどこの項目のところで、まずはじめに、位置付けの2行目、基本方針や考え方を示す指針というところですが、基本方針や考え方のところを基本理念を示す指針としてはどうかというご提案がございました。それともう一つ続けてよろしいでしょうか。(1)①市民満足度の中の中断、行政経営の必要性に対する認識というところですが、行政経営に対する認識、必要性を取ってはどうかというご意見がございました。

委員

行政においてもって書いてありますから、職員のことを言っているわけですよね。職員がまだ市民満足度を重視した、市民の視点に立った行政の必要性について認識が低いということなんですね。

事務局

事務方というか、行政経営課としては、経費削減から行政経営に転換したいと、職員全員がまだそういう感覚になっていないので、そういう必要性をとということで書かせていただいたんですけども、委員からは取ってもいいんじゃないかということでお諮りしたということです。

会長

ちょっと対案を出してもいいですか。今の市民満足度について、行政においても市民満足度を重視した行政経営の必要性を認識することが求められます。でどうでしょうか。

委員

それでいいです。

会長

それから、位置付けのところですけど、今後の市の行財政改革の基本方向や考え方っていうのを、基本理念を示すだけではちょっと弱いような気がするので、今後の市の行財政改革の方向性や考え方を示す、ということにしたらどうでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。ではこの部分、よろしいでしょうか。では次の3の改革の方針という部分、いかがでしょうか。

委員

この部分でさっき話し始まったところだったんですけども、民間企業の優れた視点や発想を取り入れながらのながらのところを取り入れたに変更することで、7ページのほうでは、改革の方向性の(1)として、民間の優れた視点や発想を取り入れた効率的効果的な行政運営というふうになっていますね、第3の9ページのところで、改革の方針にありますね、1行目に民間の優れた視点や発想を取り入れながらの効率的効果的な行政運営になっていますので、ここは直していないのかと思います。

事務局

申し訳ございません。

会長

ここは先程の説明でもありました。変わっていないということで。ですから、基本的には前回見ていただいたとおりです。

委員

こういうことを今更言っているものかどうかわかりませんが、第3の改革の方針の部分については書いてはあるんですが、第2の基本的な考え方とか、そういうところと似たり寄ったりで具体性がないなと思っています。例えば、市民の満足度について、どうするのっていうのを、ここに書くか書かないかは別にして、事務局として何を思っているのかを提示しないと、我々がどこまで具体的な話をしているのかわからなくなってしまったんです。そんな気がするんです。あとは、行政評価を実施するというので私も頼まれてやるんですけども、22年度の実績評価表を見て一番感じるのは、先程最後に話が出たように、いわゆる成果が出ていない、アウトプットとして何回やったとか何回出たとかというのはあるんですけども、どういう成果があったのか、どういうふうに行行政が変化してきたのかという評価手法になっていない。改革プランの実実施計画の表が。それをどうするのかということもここで、ただ行政評価を実施するという話だけでいいのかということも疑問に思っているんです。ですから、これから実施計画を立てるのに、満足度調査はどうやりますとか、行政評価をどうやりますというのは、ここに記載しなくてもいいんですけども、どういうことを考えているのかということも少し委員の皆さんに話してもいいのではないかと、事務局として、そんな感じはするんですが、今更言っても大変かなという感じはします。

会長

では、コメントできる範囲で。せっかくのご指摘ですから、何かコメントしていただけますか。難しいですかね。

事務局

各項目の中にですね、具体例というようなお話があったかと思うんですけども、内部でも幹事会、本部会議の中で、具体例を書いたほうがいいんじゃないかという意見と、具体的過ぎて大綱としてどう

なんだと、全体的な話しで書いたほうがいいんじゃないかという議論があつて、ある程度のをここには載せさせていただいているということでございます。市民満足度調査ですけれども、先進市町村でやっているところもございますが、笠間市では総合計画の計画を立てるときに、何年かに一度、満足度調査といいますか、市民へのアンケート調査というものを実施しております、合併してからは1回目の総合計画を作るときに、今、後期計画を作るときにアンケート調査をしております、間が空きすぎていて、どういう風な変化があったかというのはよくわからないということを私どもでは思っております、毎年毎年定期的な満足度調査をしたほうがいいのか、それを元に、事務事業評価でも指標の一つというんでしょうか、何かをやったときに市民の満足度としてどういうものが取れるのかというものを行政評価の指標の一つとして使いたいというのがありまして、そういうものを今考えたいということで、具体的に満足度調査というものはこういうものというものは持ち合わせてはいないんですが、事務事業評価の評価項目に見合うような満足度の調査項目になればいいなと思っております。

委員

まさにそこなんです、私が聞いたかったのは。いわゆる行政評価の中で一番出さなくちゃいけないのは、一つの指標、この事業についてどういう指標で達成したのかしなかったのかというのを見なくちゃいけないんですよね。そのときに、市民満足度調査などのアンケート調査だけで、そうじゃなくて、それ以外の行政のニーズを把握する手法というのはたくさんあるわけでしょ。さっき言った懇談会の話とか、あるいは各事業が行政の対象者に直接接して受けるものとか、そういう中で事業の中身を評価とか、きちんとした上で、満足しているのかどうか、そういうことをやらないといけないと思ってるんですけれども。ですから、この行政改革大綱の中で、そういうことまでうたわなくていいのかどうか、さらっといっちゃっていいのかというのが、どうも引っかかっている部分なんです。委員の皆さんがいろいろな意見を出してくれる訳だけれど、もっと事務局として、担当としてわれわれはこういうものをイメージしているんだとか、あるいは、こういうことを今先進的な事例でやっているんだとか、ということを変えながら、この項目を読むだけではなくて、何かを言ってくると話はうまくいくんじゃないかと、この言葉の中に含まれている奥の意味をきちんと言ってくれたほうがわれわれとしてはわかりやすいかなという気がいたします。

会長

なかなか直ちに答えるというのは難しそうですけれども、根源的な質問というかご意見なので、事務方が苦労した顔をしているのはこちらからも見えるんですが、今日でなくてもですね、一度熱い思いを語ってもらいたいという。

委員

文言としては良いんだろうと思うんです。大綱という一つのフェイスとしては。ただ、実施計画を立てるときに、われわれの意見というのが、どういう風に立てられるのか、項目として。そのときに、ここで話題にならないと、この議論は何だったんだという話になるから、ある程度、ここに載せる載せないは別にして、そういう具体的な議論を委員の先生から出してもらったり、事務局からこういうのを考えているんだとあって、その反応を見るとか、そういう議論の進め方をしたほうが、いいのかなと、そういう気はしました。

委員

満足度調査というのは、どういう形でどういうふうにするんでしょうか。

事務局

総合計画の満足度調査ですと、無作為抽出で調査票を送らせていただきまして、生活環境でいえば、道路の整備が何年前までと、どれくらい満足していますかと、1から5段階の中のどこに丸を付けていただけるかというやり方をします。

委員

無作為抽出というのは、どのくらいの人数ですか。

事務局

2,000人です。

委員

そうですか、私は初めてこの言葉を聞きました。

委員

それは統計資料か何かを使って8万人の市だったならばこのくらいサンプリングすればいいよっていうのを持ってくるんですよ。私も前から何度も言っていて少数意見なんで、取り上げられなくてもいいんですけども、全体的に、これから6年先の笠間市をどうするのかっている行政改革大綱を作るんですよ。それにしても、全体的に、若干ものの本に書いてあるような用語が踊って、そして総花的で迫力が足りないというふうに思えてしょうがないんですよ。それで、数字にこだわるわけではないんですけども、さっきの数字の話がありましたよね、それは結局参考資料ということになるんですけども、これから6年先の笠間市は人口的にはどういう笠間市のポジションにするのか、小さくてもいいんですよ。もっと減らすんだというのはそれはそれで方針だと思うんですけども、あとは歳入とか歳出の関係で、どういう数値に持っていくんだという目標があつてね、もっと具体的にいうと市の職員の数はどういう方向に持っていくんだと、もしくは選択と集中でいけば、こういうポジションのところはこのくらい減らして、こういうところに、こういうところというのは迫力のある重点的なテーマが必要なんですけれども、そこに、こういう人の重点的な配置を持っていきますと、今、直近でいえば大震災の対応ですよ、危機管理室ができましたけれども、そこにお金と人を集中しないと、本当に1年後か3ヵ月後に、また地震があるかもしれませんよね。そういうことが少し見えないんじゃないかなと思ってしょうがないんですよ。この案というのは、結局、一番最初に出た案を何回かやっていて、文章に集中して審議をやってきたんですよ。多分第1回目と大きくは変わっていないと思うんですよ。それはそれで、第1回目がすばらしかったと思うんですけども。私はそういう意見ですね。いまさら直せないと思うんですが。

委員

前の行政改革大綱を見ますと、今の第2次大綱に、はじめにっていう部分は入っていませんよね。前の大綱を見てみたら、いわゆる、はじめにの部分があるんだと思うんですけども、日本経済とかいわゆる大局的なことが書いてありまして、策定の趣旨というところで、国の状況を見据えて、笠間市をどうするというようなことが入っているんですね。それが、今、言われたような、6年後の笠間市をどうするかという部分が、前の大綱では、こういう部分に入っているのかなと読んでいたんですけども。大綱という位置付けは、柱、骨、骨組みを示すということなんだろうと思うんですよ。その下に、基本計画とか、実施計画とか入ってきて具体的にになっていくというのが通常スタイルなので、いわゆる大綱として作られていると読んできているんです。まだ入ってきていない、はじめにという部分が示されていませんので、そこで、どういう方針で作っているのかというものを書いてくるのかなという期待感を持って、骨組みをどうするかっていう部分について、私たちは検討していくのかなということで、いるんですけども。

事務局

はじめにの部分は市長のあいさつ文です。

委員

これって、やがてホームページに載せますよね。笠間市の市民っていう目線で見ると、6年先の笠間市っていうのはこんなすばらしい方向を目指しているんだと、市役所もこういうふうに改革してくれるんだというね、期待とか夢が広がらなければならぬですよ、そういうにおいがいまいち足りないですよ。

事務局

それは総合計画と行革大綱の関係といいますか、6年後の笠間市の将来像というのは、今策定中の総合計画のほうで立てているので、こういう市民サービスなりまちづくりなりというのを分野別で、今後6年間の姿を表して、それを実施するためのツールというんですか、手段としてです。

委員

それは今作っているんですか。順番逆です。それが先にできて、こっちにいかないと。富士山に登るんだか、佐白山に登るんだかわからないよ。そっちのほうが多分でかいですよね、今の説明は。大きなところとか、夢を語るんでしょ。それに基づいてブレイクダウンされないかね。さらに、これをブレイクダウンして部と課かに展開していくんでしょ。

事務局

総合計画での実施計画というのがあるんです。それを実現するための各分野ごとに、どういう事業、どういう施策を打ちますというのをそちらで決めていまして、それを実現するために、こちらで市役所を変えて、やりやすくする手段として、こういうことをやりますと。定員を考えて、必要なものを選択と集中をして、人と物を生み出して、車の両輪の役目を果たしていくという考えです。

委員

じゃ、ちゃんとリンクできるようになっているんだ。これで大丈夫ですね。だったら、いいと思うんですが。片方の装置では右に行けと言っていて、後輪が左に行っちゃったら調子が悪いですよね。

事務局

大きな総合計画、将来的な夢を実現させるために、その中に行財政に関して、もっと最適な形を作っていきたいというたいかたをしています。総合計画の中で、行財政改革が必要ですよというたいかたをしていくことになります。前期の計画でもそうです。大きい自治体を目指すのか、小さいまちづくりを目指すのかという議論はあると思いますけれども、いずれにしても、より効率性の高い自治体運営は、必ず求められると思いますので、かつ、収入もできるだけ公平に、納めていただくことになる方からは納めていただかなければならない訳ですから、徴収率を高めて収入を確保していくということは、いつの時代も必要なもので、それをどう実現していこうかというのが、この行財政改革であると思っています。

会長

総合計画が定まらないとできないものでもないという、そういう説明ですよね。そういうことで理解していいですか。それで納得していただけるかどうかは別ですけどね。

委員

原点に戻っちゃいますからね。

会長

大体並行して進めざるを得ないということではないでしょうか。あとで出てくる実施計画も、大綱を作ってからだろうという議論はあると思うんですが。実際のスケジュールとしては同時平行して進めるっていう、やっていかざるを得ないという部分もあると思いますので、ご了解いただければと思います。先程の、委員のご意見なんですが、私も前々から申し上げていることですが、行政経営課が、あるいは市長公室長でも、お考えだと思うんですが、こういうことをやりたいって思っているときに、どうしても横並びで、他の部長と一緒にいたときに、これやれっていうふうにならないですよね、上からは言えないと。そこで、こういう委員会を活用していただいたらいいんじゃないかと、つまり、ここで言われているんだからしょうがないだろうという言い方ができるわけですね、だから、その時に行政経営課として持っているイメージというんですか、こうしたいんだっていうことを、ぜひここに出して、それについて委員の意見を聞いて、提案をしていく。これは委員会としての提案ですから、そうならば、ですから、行政経営課とか市長公室が言っている訳じゃないことになるので、こういうことが聞きたいとい

うのが、委員と共通の部分なんですね。ですから、今、言えということでもなく、これからの仕事の中でぜひお聞かせいただければ、たぶん、熱い思いは皆さんもおありだと思うんで、そこはぜひ聞かせていただいてそれを反映して委員会を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。じゃ、ここはよろしいですか。改革の方針については。

委員

②のところですけど、働きやすい職場作りをめざすために簡素化が必要だという感じですけど、職員さんには申し訳ないんですが、働きやすい職場作りを目指すため、業務の進め方を点検しという、目指すためにやるのではないと思うので、削減をしているところとか、効率を図るやり方だとか、一致しないという感じがしました。

委員

これは市役所の変革というところですよ。

会長

効率的な仕事を目指したいとか、そういう意味ですかね。要するに職員の都合じゃないだろうと、そういうふうに分かると。職員のやる気につながるわけですから、これも大事なことだとは思ひますが、ご指摘されたような捉え方もありうると思うので、誤解をもたれやすいと思うので、表現はなにかないでしょうか。効率的な仕事とかそういう文言で表現できないかとも思ひます。

事務局

イメージとしては、市民サービスをするときに、なるべく短時間でサービスを提供できればということのプロセスの中の無駄を省いてというイメージでこの文書は作らせていただきました。確かに職員のためと見ると、働きやすいというのは職員へのイメージになります。

会長

これも本当は大事なことです。士気が落ちますから。じゃ、ここは工夫して。

事務局

事務局にお任せいただいてよろしいですか。

会長

効率のよい業務という、そのような趣旨で修正していただくと、事務局一任でよろしいですか。はい、ありがとうございます。他にございますか。

委員

9 ページの一番下、アウトソーシングです。アウトソーシングしたときの受け皿ですよ、その基本的な考え方なんですけれども、例えば、水戸とか北海道の会社がやるよと、仕事によってはそういうこともあるかもしれませんが、原則論から行くと笠間市在住の人で、働きたくても仕事に就けない人、そういう人を優先的に受け皿にしていっていいと思うんですよ。そうすると、支えられる人から、そこから降りて支える人になれるし、納税者になれると思うんですよ。考え方はそれがいいと思うんですよ。どこでも安いところに出しちゃえばいいというものではないと思うんです。あと、もう一つなんです、10 ページの一番下、5 番ですね、民間企業や NPO との人事交流と書いてありますよね、人事交流ということは民間企業の人市役所の中に入ったり、市役所の人民間企業にいたり、NPO 法人が市役所の中に入ったり、そういうダイナミックな人材交流をやるんですか。すごいね、ただ、さらっとして交流ということなのか、人事交流というとそういうことになっちゃうんですよ。

事務局

今のところはそれを目指しているということです。

事務局

商工観光課の観光マネージャーが民間企業の方に来ていただいて、3年間たって、そのまま職員になっています。

会長

他にございますか

委員

行政評価の実施ですけれども、3行目で事務事業の質的向上を図るための手法であるとあるんですが、図るためで切って、の手法はなくても、図るため行政評価を実施しにしたほうがいいのでは。事務局の意図というのがどうなのでしょう。

会長

他にありますか

委員

(3)の市民ニーズに対応できる人材の育成のところ、職員の能力向上とあるんですが、本当に細かいことで申し訳ないですけど、職員一人ひとりの意識改革と仕事って出てくるんですけど、業務とか、仕事って行政のことを言っているわけなんで、私の感覚では業務かなと。そういう意味で、⑤の公が担うべき事務のとかいてありますが、事務だけなのかということがありますので、事務だけではないですよ、事業、大きなところですよ、事務というとデスクワークですから、公の担う施策とか、上では必要な施策、事業と書いてあったんですけども。事務だけでいいのかと思います。

会長

事業としても、のはおかしいですよ、の優れた発想は。

委員

無くても良いと思うんですよ。優れた発想のできる人材。

会長

他に。

委員

ここにない項目になるかと思うんですけども、ここに例えば、必要な施策と事業の選択という10ページにありますよね、どういう事業が必要かっていう、これは当然のことですが、後ろに市民協働とありますけど、そういうのを今、先進的にやっているものの中に、いわゆる政策の評価、政策アセス、戦略的な環境アセスメントなどはやっていますけれど、国がガイドラインを示して地方自治体では取り組んでいないんですけども、そういうことをやろうという気は笠間市はないんでしょうかね。政策段階で市民が参加する、一緒に働いている事業場面で市民が参加するのではなくて、政策の段階で、事業の始まる前に、いろいろな環境とか、地域とか、人とか、お金とか、そういうものを点検しながら進めていくという政策形成というのが、進んでいるんですよ。そういうのを先取ってやらないのかという、行政経営課としてはどうですか、市長なんかはどう考えているんですかね、そういうことは。

事務局

答えになるかどうかわからないんですけど、予算についてもできるだけ早い段階で開示ができないかっていうのは笠間市でも取り組んでいるところで、それまでは査定段階で公開できない、しない状況にありましたけれども、最近、査定段階で開示をするような方向できています。市民の方々から市長と懇談会でお話を聞くというものも、できるだけ政策に地域住民の声を反映という現れかなという気もしているんですけども、それを統括的にどう行うかというのが、我々の業務である、あるいは財政や企画と連携してやっていくことかなと思うんですけども、まだそこまで熟していないというのが、今

の個人的な考えです。政策評価、あるいはアセスができるかどうかの前に、まだ事務事業評価を行っている段階ですので、その次に施策の評価をしていくのかなと考えています。もうちょっと大きな範囲で成果が現れているのかどうかを検証していく段階にあるのかなとは思っています。その政策評価まではまだまだ手が付けられないという。大きな目標というか、そういうことをすべきだろうというご意見をいただければ、3年後にというのは出来るかどうかは分かりませんが、ありえるかなとは思っています。

委員

先程の市民満足度とかニーズの把握とか入っているけれども、じゃ、ニーズって具体的にどうしたら把握できるのかって言う、その段階で、例えば高齢者福祉対策でこれをやるよというときに、ただ審議会を開いて計画を作りましたではなくて、もう少し地道にいろんな意見を、市役所ではこう考えているんだけどもどうだとか、そういうことをアセスするようなやりかたっていうのがこれからの一番新しい行政手法だと思うんだけど、そういうことを打ち出さないのかなと。

事務局

それをやらなければならない時期は来ていますよね。

委員

青森県なんかはやっていますからね。委員が言うように6年間の間に流れがどうなるかはわからないけれども、今先進的にやっているものを、盛り込むのか盛り込まないのかということ、議論になってくると、そういうところまで話ができるようになってくる。

事務局

それは、盛り込むべきだろうと思います。

委員

茨城県だってやってはいないんですが。

事務局

実施計画を作るに当たって、行政経営の観点から、そういう手法をとり入れるべきだという展開は可能かなと思います。

会長

大綱に書くのではなくて、実施計画の中で、例えば行政経営課が何年後の実施を目標に取り組むとか、そういう計画を立てるといことですね、あるいは、もう一つの手法は、この中に、項目ではなくて、全体を述べるところで、そういう大きな目標にしつつといったことを書くかですね。委員としてはどちらのイメージですか。

委員

私としてはこの12ページの市民協働、公民連携の推進のところ、ここが非常に足りないんですよ。そこにいれると話がスムーズになるかと。市民と協働でやるんだという市民参画という意味合いでは、行政評価とかよりはこっちのほうが適切なんだと思っております。

会長

行政経営のほうで入れるか、行政と市民の協働で入れるか。スケジュールの問題もありますので、事務局としてその辺、ぜひ検討をいただいて、せっかくのご提案ですので、結果的にこういう形で入れましたと、というご報告でもいいのではないかなと思うんですが。ここは一任するという形で井上委員よろしいですか。それでは、ぜひ前向きにご検討ください。それでは、この第3のところはよろしいでしょうか。では、大枠でご承認いただいたということで、ここはこれで終了したいと思います。その他全体としての意見はありますか。

委員

細かいところで気になったところですね。お願いしたいと思いますけれども、12 ページです。市民協働、公民連携の推進というのが 2 に上がっていますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるため、公（行政）と民（市民）とありますよね、下から 2 行目に行政と市民（ボランティア等）がとありますね、この行政と市民というのは、上の公と民のことだと思いますので、公と民が協働しとなるんじゃないかなとおもうんです。あと、ちょっと細やかなというのだと、6 ページにきめ細やかなということも書かれているんですけども、細かなというのと、きめ細やかなというのと、きめ細かなというのは意味が違いますので、きめ細かなという言葉だと思っただけなんです、そこをちょっと気をつけていただきたいと思います。それから同じ 12 ページで改革項目の①のなかに、自立的な住民主体のまちづくりとありますが、これも上から見ると、市民主体のまちづくりと入っておりますので、ここは市民主体のまちづくりになるのでは、住民じゃなくて市民じゃないかなと思います。いかがでしょうか。それから④のところで、市民と行政の協働を進める上で、ここで「の」とはいつておりますけど、「の」はいらないんじゃないかということと、2 行目のお互いの特性を生かしというのは、要らないと思っただけなんですけれども。それから、13 ページの米印クラウドというのはちょっとわかりにくいかなということがありますのと、前にさかのぼりますけれども、4 ページで（3）のなかで、当事者として参加しとありますけれども、13 ページでは市民参画協働となっています。4 ページのほうが参画しだと思います。最後になりますが、14 ページで②の企業会計・特別会計の収支改善とあります。2 行目の最後のころ、また特別会計は一般会計から税金を当てるのが適当とありますが、特別会計は一般会計から繰出金を拠出しておりというように形でいかがでしょうか。

会長

表現の部分ですが、事務局として受け入れられれば、そのように直していただければと思います。よろしいですか。

事務局

はい

委員

前回の委員会で決議して、私もその一人で、そのほうがいいと思ったんですけども、敢えて迷いながら表現いたします。この大綱は今後何年も有効とされるとなると、カタカナのカッコ書きのところをどうするかという話ですが、パブリックコメントとかモチベーションとかアウトソーシングとか、漢字を先にしてカッコして、例えば意見公募（パブリックコメント）、やる気（モチベーション）としましたけれども、やっぱり私たちはこういう文字から学ぶこともありますので、元通りにして、パブリックコメント（意見公募）と、カタカナを先に出しておけば、何年も使える資料になると思いますので、敢えて言わせていただきます。

会長

前回の意見で合意されたことについての意見がございました。もう一度お考えいただいて、今の委員のようにするか前回の決定のままで行くかお謀りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

賛成です。漢字が先ならカッコ書きはいらないですよ。日本語の説明のためにカッコ書きの英語を使っているようなもんですよ、この表現だとね。

会長

みなさんどうでしょうか。悩ましいところですね。

委員

クラウドなんて 6 年後にはもう。何もコメントを入れないほうがいい。

会長

コメントを入れるかどうかは議論したところで、市民目線で行ったときに理解してもらえないのではないだろうか。今日の問題提起は、大綱を出す時点での情報としてだすべきか、6年先を見据えて出すべきかという、ちょっと悩ましい問題なんです。

事務局

計画期間は6年とさせていただいておりますが、あまりにも時代の流れと大きな乖離があった場合には一部改定ということを想定できますので、6年先の縛りはあまり考えなくてもいいのかなと思います。

委員

市報とか市から出る情報の中に、パブリックコメントはいつも出ている言葉です。ですから、現時点でも古い言葉じゃないかと思います。

会長

制度としてありますからね。これはケースによるんじゃないかと、どっちを先にしたほうがいいのかというのはね。パブリックコメントは良いんだと思うんですが。

委員

一般市民の方はわからない人が多いのではないですかね。パブコメなんて食べ物かと思っちゃいますよね。

会長

現時点でのことを書けばいいんだと思うんですよね。陳腐化したら陳腐化したで6年前の大綱ですから。その先を見越して書くのは逆に難しいんじゃないかと思うんですが、ただ、どっちを前にするのかという基準にはならないと思いますので、こちらで結論付けてくれとご要望がありましたけれども、事務局の判断にお任せするというので、どうでしょうか。それぞれ注意書きを入れて、カタカナ表記と日本語表記と統一していますよね。用語によってだいぶ違うと思うので、ここで一つ一つ議論するよりもですね、今の提案を受けて事務局で検討していただいて、一任するというのでいかがでしょうか。

事務局

それでは、私どもと会長とで相談させていただくということによろしいでしょうか。

会長

そういうことで、私がチェックさせていただきますので、お任せいただければありがたいと思います。

委員

お願いします。

会長

他にございますか。

委員

そういう意味では、4ページに戻ってしまって申し訳ないんですけども、(3)で地域の自主性及び自立性を高めるための改革のところで、平成23年(今年)と入っているんですよね、これは、今年はいらないんじゃないかと思うんです。細かいことなので、言いたくなかったんですけど。

会長

先程、カッコ内を検討するというのでしたから、全部洗っていただいて、カッコ内の表現が必要なのかどうか、あるいはどちらかで行くのか、検討して整理していただければと思います。そこも網掛けか何かで示していただければ、そこだけチェックをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。で

は、大綱についてはよろしいですか。

会長

それでは、以上で本日の審議事項を終わりにいたします。本日は、議論するところがたくさんありましたので。それでは、事務局のほうから何かありますか。

事務局

このあとの予定ですが、今日のご意見を踏まえて、われわれのほうで大綱を調整いたしまして、8月下旬以降を予定してパブリックコメントを20日以上予定しております。それと同時進行で、大綱の実施計画というのを各課に調査して、項目の調査を進めさせていただきたいと思いますが、われわれの案といたしましては、各課から調査した項目につきまして、委員の皆様に精査をしていただきまして、精査と合わせてヒアリング等をしていただいて、実のある大綱の実施計画にしていいただければと考えております。

会長

今、ヒアリングというのが出てきましたが、私も前から申し上げておりますけれども、横並びの課から言っても聞いてもらえないでしょうと、そういう場合に、こういうところで委員から質問していただく、あるいは意見を言っていただくと、それについて明確な回答をいただくということをおやりになったらいかがですかという提案を前からさせていただいていたんですが、今、事務局のほうからヒアリングという提案がありました。委員の皆さんはいかがでしょう。

委員

賛成です。

会長

日程的には、またお願いしなければならないと思いますが、では、ヒアリングを行うという方向で検討していただければよろしいでしょうか。具体的なやり方は事務局のほうでつめているところだと思いますので。すべての担当課を一つ一つやるというのは時間的にも難しいので、方法としては、グループを作って、グループに入ってもらって委員の質問のあったところだけ答えてもらうという形もありうると思います。

事務局

簡単な案でしたら今ご提示させていただければありがたいんですが。

会長

じゃ、イメージだけでも、詳しくはいいですから。

事務局

各課から大綱実施計画が上がってくると思うんですけれども、その大綱につきまして、想定される項目に振り分けまして、例えばなんですけど、各課の生の実施計画書を参考資料とかをお付けして会議の1週間とか10日前に、そのまま委員さんにお送りして、事前に精査をしていただく、事前に質問とかがありましたら、1週間前までとか3日前までに事務局のほうにFAXとか、質問をわれわれのほうにいただき、われわれはそれを踏まえて、各課のほうに当日のヒアリングまでに回答なり、答えを持って当日のヒアリングに参加させていただくというような方法を考えています。全取り組み項目をやりたいので、例えば、2日とかを考えていただければと思います。

会長

全項目をやるかどうかはまたご相談させていただきたいと思っておりますが、今、言われた中で重要なポイントは、当日ヒアリングをするときに、いきなり聞くのではなくて前もって質問通告というほどではありませんが、この点はと聞いておくと、現課のほうでも資料を持って、データを持って説明をし

やすいのではないかと、これは非常に重要なポイントではないかと思うんです。それをするためには、ある程度スケジュールを早めに設定して、委員さんに資料を速めに渡すと、委員さんのほうからは質問を出しやすくして疑問点を出していただく、当然当日聞いていただいてもいいと思うんです。できるだけ前もって聞いていただくとお互いに突っ込んだ議論ができるんじゃないかと思しますので、そういうイメージで進められたらということですが、いかがでしょうか、できれば2日で進めたいということですので、全課で行ったら2日では済みませんので、グループで入っていただけて聞いていただくと、結果的にはできていただいても何も聞かれなかったというのはありかと思うんですね。そうしないと、全体でやるのは膨大な時間がかかると思います。その辺、工夫をいただければと思いますけれども、それでは、ヒアリングを行うという前提で日程を立てて行きたいと思いますが、次回の委員会の日程について事務局で何かお考えはありますでしょうか。

事務局

仮の予定ですが、日程調整表というのを配らせていただいたんですが、9月1日から16日は議会が入りますので、日程調整としては20日の週と、26の週、10月につきましては、21日ぐらいまでの週で平日の午後2時間ぐらい2日ぐらいを予定してはと考えておりますので、会議を設定していい日を後日でも今日でも、8月2日までに行政経営課にご連絡をいただければと思います。

会長

今、2時間ぐらいと聞こえたんですが、午後いっぱいというような予定を取らないと、難しいかと思えます。4時間は取らないと、入れ替えというのがありますので、そういうことを含めてスケジュールを考えていただきたいと思うんですが。日程の調整をするときに、前もってこのぐらいの拘束時間がありますというのを言っておかないと、やっている最中にどんどん抜けていくのはまずいと思しますので、できるだけ多くの委員から意見をいただいたほうがいいと思うので、午後いっぱいとして、都合のつく日をお答えいただいたほうがいいと思うので。皆さんに通知をして出していただいて。いらっしゃらない委員にはそういう説明をした上で、お伺いしていただきたい。では、次回の日程については、日程調整をした上でできるということで、ご了解をいただきたいと思えます。では、今日は長時間に渡りご苦労様でした。